

用語等の説明

1．原子炉施設保安規定

原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の安全を確保するために、運転管理、保守管理、放射線管理等の項目毎に、遵守すべき内容を定めた規定のこと。

2．冷温停止状態

原子炉が運転を停止した状態で、1次冷却材の温度が93℃以下で継続的に安定した冷却が保たれていること。

以上